

会費の割引に関する申し合わせ

2012年2月11日幹事会了解事項

2011年10月8日に開催した臨時総会において、会費規程第2条に常勤職に就いていない会員の会費割引を新たに規定した。そのさいの質疑で、幹事会において会費割引の対象について厳格に定めるよう、要請があったところである。

そこで、常勤職に就いていない会員を含め、会費規程第2条に規定された会費割引を次の通り運用し、常勤職に就いていない会員の会費割引は(2)－②－b)にある者が事務局に届出を行った場合に適用するよう申し合わせる。

- (1) 大学院生としての学籍があれば、2011年10月7日に行われた会費規程の変更以前と同様に、例外なく会費割引の対象とする。
- (2) 大学院生としての学籍がない場合
 - ① 常勤職に就いている場合は、会費割引の対象としない。なお、日本学術振興会特別研究員(PD, SPD)は常勤職に就いているものとみなす。
 - ② 常勤職に就いていない場合は、会費割引の対象は次の通り適用する。
 - a) 所属組織から支給される経費あるいは公的に支給される経費等から会費を納入できる場合は会費割引の対象としない。
 - b) a) に記した経費等ではなく、自分の所得から会費を納入する場合は会費割引の対象とする。